

看護師特定行為研修を修了した 看護師が活動しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書（指示）により、一定の診療の補助（特定行為）を実施しています。

当院で実施している特定行為

- 気道の確保に関連する特定行為
- 人工呼吸療法に関連する特定行為
- 栄養及び水分の管理に関連する特定行為
- 動脈穿刺に関連する特定行為
- 創傷管理に関連する特定行為
- 循環動態に係る薬剤投与に関連する特定行為
- 手術後の痛みの管理に関連する特定行為
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与に関連する特定行為
- 感染に係る薬剤投与に関連する特定行為
- 血糖コントロールに係る薬剤投与に関連する特定行為

研修を修了し、さらに院内規定の水準に到達した看護師を、当院では特定看護師と呼んでいます。特定看護師は、高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

特定行為に関するご相談・お問い合わせ先

場所 南長野医療センター篠ノ井総合病院

本館 1階 患者総合支援センター

日時 月～金曜日（休診日をのぞく）8：30～17：00